

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(案)新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)

改正案	現行
<p>(指定薬物) 第一条 薬事法(以下「法」という。)第二条第十四項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一〇十二 (略) 十三 二―(エチルアミノ)――(四―メチルフェニル)プロパン― 一―オン及びその塩類 十四〇十七 (略) 十八 (四―エチルナフタレン――イール)(一―ペンチル――H―イ ンドール―三―イール)メタノン及びその塩類 十九〇二十一 (略) 二十二 二―(二―クロロフェニル)――(一―ペンチル――H―イ ンドール―三―イール)エタノン及びその塩類 二十三〇三十二 (略) 三十三 一―(ナフタレン――イール)―二―(ピロリジン――イール) ペンタン――オン及びその塩類 三十四〇四十 (略) 四十一 一―(四―フルオロフェニル)―二―(メチルアミノ)プロパ ン―一―オン及びその塩類 四十二・四十三 (略) 四十四 一―(五―フルオロペンチル)――H―インドール―三―イ ル〕(ナフタレン――イール)メタノン及びその塩類 四十五 一―(五―フルオロペンチル)――H―インドール―三―イ ル〕(二―ヨードフェニル)メタノン及びその塩類 四十六 一―(二―ヘキシル――H―インドール―三―イール)(ナフタレン 一―イール)メタノン及びその塩類</p>	<p>(指定薬物) 第一条 薬事法(以下「法」という。)第二条第十四項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一〇十二 (略) (新設) 十三〇十六 (略) (新設) 十七〇十九 (略) (新設) 二十〇二十九 (略) (新設) 三十〇三十六 (略) (新設) 三十七・三十八 (略) (新設) (新設) (新設)</p>

四十七〜六十二 (略)

六十三 (四―メトキシフェニル) (一―ペンチル―H―インドール

―三―イル) メタノン及びその塩類

六十四〜六十九 (略)

三十九〜五十四 (略)

(新設)

五十五〜六十 (略)